

非常災害時その他緊迫事態における非常措置について

非常災害時その他緊迫事態の発生または発生のおそれのある場合の休園については、下記の要領で年間適用します。家庭ならびに送迎者で共通理解された上で、いつでも対処できるようにしておいてください。

気象状況等によって災害の発生が予想される場合

- 大津市南部に「**特別警報**、または**警報**（暴風、大雨、洪水、大雪等）」が、午前7時現在で発令中の場合は休園とする。
- 登園途中に発令された場合は、その時点で帰宅する。また保育中に発令された場合はその時点で速やかに子供を引き取りに来ること。
- *午前7時までに解除になっても、交通機関の混乱や災害の状況によっては、保護者の判断で無理な登園はしないこと（その旨、幼稚園に連絡を入れる。欠席にはならない）。
- *気象状況の把握に心がけ、登園後に警報が出ることが予想される場合は無理な登園はしない。

熱中症特別警戒アラートが発表された場合

滋賀県に熱中症特別警戒アラートが発表された翌日は、臨時休園とする。

※午後2時頃翌日の情報が発表される

【参考】環境省 熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

大地震発生の場合

- 前日の概ね午後5時から当日の登園前（午前9時）までの地震発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とする。
- 上記に限らず登園前に発生し、保護者の判断で危険と考えられる場合は無理に登園しないこと。
- 警戒宣言発令中は、休園とする。
- 保育中に発生した場合は、保護者はその時点で速やかに子供を引き取りに来ること。その際、非常災害時幼児引き渡しカードまたは入構証を忘れずに持参すること。
- *電話や交通機関の不通も考えられる。災害情報の把握に努め、保護者の判断で行動すること。

その他の緊迫事態の場合

- 交通機関の混乱、高温による熱中症、不測の事態（弾道ミサイル発射、テロ等）で危険が予測される場合は、登園前のニュース等で情勢を確認し、無理をして登園しないように保護者の判断で行動すること。

◇安全のため、園長の判断により休園・保育時間の短縮などの特別措置をとる場合があります。園からの連絡に注意してください。